

市営駐車場の見直し方針（案）

平成25年7月

京丹後市役所 市民部市民協働課

市営駐車場の設置状況

町 別	名 称	駐車可能台数	土地所有状況
峰山町	千歳駐車場	56台	私有地 (地主4人)
	杉ノ木駐車場	22台	
	上近江駐車場	35台	
	峰山小学校前駐車場	24台	市有地
	峰山駅前駐車場	22台	KTR所有地
	峰山駅東口駐車場	14台	市有地
網野町	網野駅前駐車場	45台	KTR所有地
	木津温泉駅前駐車場	16台	
久美浜町	土居駐車場	17台	市有地
	久美浜駅前第1駐車場	13台	
	久美浜駅前第2駐車場	17台	

※11か所で281台の駐車が可能

市営駐車場の見直しの必要性（１）

（１）現状と課題（主なもの）

名 称	現状	課題、問題点等
千歳駐車場	毎月第一土曜日に開催される御旅市場フリーマーケットの際には利用があるものの、それ以外は特定個人等の常時駐車が目立っており、地域住民からの苦情がある。	●特定個人や事業所等の常時駐車により誰もが利用できる状態にない。 しかしながら、常時駐車については、規制が困難であり、利用者各自の良識に委ねているのが実態である。 ●設置当時の市営駐車場の必要性が失われている。 ●有料駐車場の設置は民間に委ねるべきであるが、仮りに有料化するとしても料金徴収に関し、料金徴収機の整備及び維持管理、あるいは、料金徴収人の雇用などに相当の費用が必要となるため困難と考えている。（利用時間の限度設定も同様）
杉ノ木駐車場	平日の午後6時頃まではほぼ満車の状態であり、午後7時以降にならないと空いていない状況である。特定の事業所及び個人の常時駐車が目立つ駐車場である。利用実態調査の結果、KTR利用者の駐車は皆無であった。	
上近江駐車場	特定の事業所及び個人の常時駐車が目立っており、地域住民からの苦情が多い。夜間及び土日、祝日の駐車台数は少ない。	
峰小前駐車場	特定の事業所及び個人の常時駐車が目立っており、地域住民からの苦情が多い。なお、乗り合わせの待合場所等での利用もあり、早朝よりほとんど満車状態であるが、夜間における駐車台数は少ない。	
久美浜駅前第2駐車場	特定の事業所及び個人の常時駐車が目立っており、地域住民からの苦情が多い。KTR利用者の駐車はほとんどない。	

市営駐車場の見直しの必要性（２）

（２）外部評価、監査委員からの意見及び指摘事項

行政評価委員会（平成23年度行政評価）

- ・市営駐車場そのものの必要性を検証し、必要性が低いものについては、廃止して別の目的で使用する
か、処分（売り払い・返却）も含めた市営駐車場の抜本的な見直しを行ってはどうか
- ・駐車場の利用者が特定できるのであれば、利用料を徴収すべき
- ・受け手があるなら市が管理するより民間会社に委託したほうが良いのでは

監査委員（平成23年度決算監査）

- ・パークアンドライド等で利用している駅周辺の駐車場とは異なり、峰山町内で個人から借りている駐車場
は設置目的からみて本当に必要なのか
- ・普段から満車状態の駐車場については、付近の事業所や商店のためだけの駐車場となっていないのか。
社員やお客様用の駐車場は事業所や商店が確保すべき
- ・特定の人利用で満車となって使えないのであれば、市が借地料を払ってまで駐車場を設置する必要
はない
- ・駅前の駐車場については、KTRの利用促進の観点から有効活用に配慮すること

（３）公共施設の見直し方針

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての公共施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等をすすめることが大きな課題となっている。

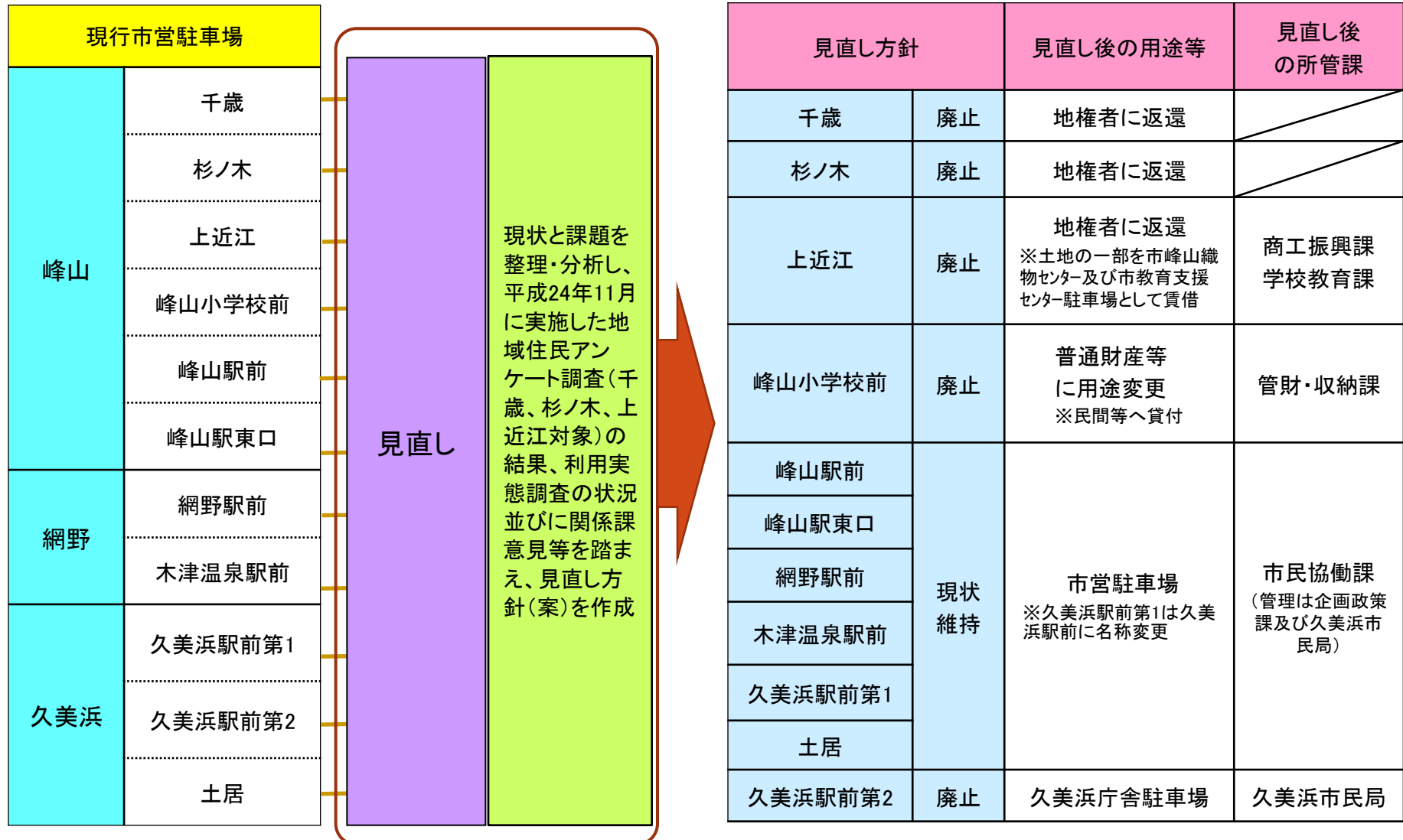


市営駐車場も同様

※利用実態を踏まえて、「廃止」又は「移譲」を検討

市営駐車場の見直し方針（案）

■基本的な考え方■ 市営駐車場を利用実態に応じて見直す（廃止を含む）



今後のスケジュール（案）

【平成25年度】

- 地区説明
- 地区意見聴取（9月下旬）
- パブリックコメント
- 地主説明
- 12月定例会への上程（市営駐車場条例の一部改正等）
- 住民周知

【平成26年度】

- 改正条例は、平成26年4月1日から施行

(参考) 京丹後市営駐車場条例

(設置)

第1条 市への来訪者及び地域住民の便宜を図るとともに、道路駐車を防ぐことによって、道路機能を確保するなど、市内の交通秩序を保持するため、京丹後市営駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用料)

第3条 駐車場の使用料は、無料とする。

(駐車自動車の制限)

第4条 駐車場においては、一時的駐車の路線バス等を除き、大型車の駐車を禁止する。

(禁止行為等)

第5条 駐車場の整理は、利用者各自の良識において、相互の迷惑にならないよう留意しなければならない。

2 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚染し、又は損傷すること。
- (3) 広告類を掲示し、又は散布すること。
- (4) 時速10キロメートル以上で走行すること。
- (5) 駐車場に常駐すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上必要と認める事項

(駐車の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に定めるほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(損害の賠償)

第7条 駐車場の施設を汚染し、又は損傷した者は、直ちに市長に通報し、その修理について指示を受けなければならない。

(駐車場での損害責任)

第8条 駐車場で発生した一切の事故及び駐車場周辺に及ぼした損害については、すべて利用者の責任とする。

(休止)

第9条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月3日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。